

# 農地中間管理機構について

---

平成26年11月

農林水産省

## 農地中間管理機構について

1. 昨年10月に、政府・与党の調整を経て、農地中間管理機構法案を国会提出。

(産業競争力会議・規制改革会議の意見を踏まえたもの)

2. 衆議院・参議院の審議を経て、昨年12月に、農地中間管理機構法案成立。

議員修正・附帯決議の上、自民党、公明党、民主党、日本維新の会、生活の党等の賛成多数で成立 (みんなの党、共産党、社民党反対)

(資料1, 2)

3. 法律は、本年3月1日に施行され、現在までに47都道府県で機構を指定済み。

4. 昨年12月以来、

○ 都道府県、市町村、農業法人協会、農業者団体、経済界等への説明 (全国段階、ブロック別等)

○ 農業者向け、企業向けパンフレットの配布

等により、法制度、予算等の周知徹底を図ってきたところ。

(資料3, 4, 5)

5. また、機構及び県行政の推進体制整備を加速するため、

○ 6月25日 第1回研修会 (ローソン講演等)

○ 9月12日 第2回研修会 (最優良事例である熊本の講演等。これについては、DVDにして全都道府県、全市町村に配布。)

○ 本省による都道府県別ヒアリングと個別指導

○ 本省による主要県の現地調査と個別指導を積み重ねているところ。

6. 最優良事例である熊本県の農地中間管理機構は、

- ① 知事の強力なリーダーシップ（「知事に農地を貸してください」）
- ② 現場でコーディネートに当たる機構職員等の数が約40人
- ③ モデル地区64カ所
- ④ モデル地区の中には、
  - ア 400～500haの地区で1法人化を目指しているところ
  - イ 基盤整備事業を契機に、農地を担い手に集積かつ集約化
  - ウ 高齢化した果樹地帯に企業参入

（資料6）

7. 県ごとに推進体制、推進状況は濃淡があり、全県を熊本並みにしていく必要があるが、全国的状況を概観すると（②、④～⑥は、8月末現在）、

- ① 10年後の担い手への農地集積目標は、全国合計で約8割（現状5割）。  
1年に換算すると、全国合計で13～14万haを担い手に集積することになる。
- ② 機構の専任職員数は全国合計で500人強。県庁等の兼任職員数は全国合計で100人強。（この他にも県ごとに種々の対応をしているところ）
- ③ 借受希望者公募は、ほとんどの県で実施済み。（更に追加公募の予定）  
9月末現在の応募状況は、全国合計で3万経営体、23万ha。このうち、企業は500経営体、1万ha。
- ④ モデル地区数は、全国合計で1,110地区。
- ⑤ 実際の機構の借入れ及び担い手への転貸は、収穫期を終え本格化しつつあるが、8月末までに試行的に実施したところが5県、500ha。
- ⑥ なお、役員構成については、全国合計で企業経営者34人、農業法人経営者21人等が役員になっているが、まだまだ不十分で、現在は、県庁が実質的な主体となっていると見られる。  
順次改善が必要。
- ⑦ また、機構の業務委託先については、全体の約7割が市町村に、約2割がJAに業務委託している。（資料7）

8. 各都道府県の機構については、来年3月末までの実績数字を踏まえて、官邸本部等で評価し、その結果を公表することになるので、引き続き優良事例の横展開を含めて、推進体制の整備等を強力に指導することとしているところ。

その際、特に以下の点を強力に指導。

- ① 客が来るのを待っている「不動産屋」ではなく、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚を持って取り組むこと。
- ② 現場でコーディネートに当たる職員等の体制（質・量）を充実させること。
- ③ 事業の具体的な推進の仕方として、次の4つのアプローチをうまく活用すること（資料8）
  - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域）
  - イ 新規参入企業など公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応
  - ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応
  - エ 基盤整備事業からのアプローチ

農地中間管理事業の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年十二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第百一号

農地中間管理事業の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 農地中間管理事業の推進
  - 第一節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針(第三条)
  - 第二節 農地中間管理機構(第四条―第十六条)
  - 第三節 農地中間管理事業の実施(第十七条―第二十二条)
  - 第四節 連携及び協力等(第二十三条―第二十六条)
- 第三章 雑則(第二十七条―第三十二条)
- 第四章 罰則(第三十三条―第三十四条)

附則  
第一章 総則

**第一条 (目的)** この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

**第二条 (定義)** この法律において「農用地」とは、農地(耕作の目的に供される土地をいう。以下この項において同じ。)及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

2 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 農用地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
- 三 農業用施設の用に供される土地

3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内に限る。)を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であつて、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。

- 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。
- 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け(貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第七項において同じ。)を行うこと。
- 三 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
- 四 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理(当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。)を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をいう。  
5 この法律において「農地中間管理機構」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。

- 一 賃借権又は使用貸借による権利
- 二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）
- 三 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項に規定する利用権

第二章 農地中間管理事業の推進

第三節 農地中間管理事業の推進に関する基本方針

都道府県知事は、政令で定めるところにより、農地中間管理事業の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
  - 二 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

第一号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

- イ 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
- ロ 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

ハ 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（第二十三条及び第二十四条において「公庫等」という。）の連携及び協力に関する事項

- 4 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項
- 3 基本方針は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第五条第一項に規定する基本方針に適合するとともに、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 農地中間管理機構

（農地中間管理機構の指定）

第四条 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつては地方公共団体が該社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあつては地方公共団体が基本財産の額の過半数を抛出しているものに限る。）であつて、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限り、農地中間管理機構として指定することができる。

- 一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なるものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 役員（過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること）。
- 三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。
- 四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによつて農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実に行うに足るものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

（指定の公告等）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）をしたときは、当該指定を受けた農地中間管理機構の名称及び住所、農地中間管理事業を行う事務所の所在地並びに農地中間管理事業の開始の日を公告しなければならない。

- 2 農地中間管理機構は、その名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公告しなければならない。

（農地中間管理事業評価委員会の設置）

第六条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業評価委員会を置かなければならない。

- 2 農地中間管理事業評価委員会は、農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認められる意見を農地中間管理機構の代表者に述べることができる。
- 3 農地中間管理事業評価委員会の委員は、農地中間管理事業に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事の認可を受けて農地中間管理機構の代表者が任命する。（役員（選任及び解任））

第七条 農地中間管理機構の役員（選任及び解任）

都道府県知事は、農地中間管理機構の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、農地中間管理機構に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は次条第一項に規定する農地中間管理事業規程に違反する行為をしたとき。
- 二 農地中間管理事業に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- 三 農地中間管理事業の実施状況が著しく不十分である場合において、当該役員に引き続きその職務を行わせることが不適当であると認められるとき。

（農地中間管理事業規程）

第八条 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の開始前に、農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「農地中間管理事業規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

農地中間管理事業規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 2 農地中間管理事業の重点的に実施する区域の基準
- 一 農地中間管理事業を取得する農用地等の基準
- 二 農地中間管理権の取得の方法
- 三 農地中間管理権の取得の方法
- 四 第十八条第一項に規定する農用地利用配分計画の決定の方法
- 五 第二条第三項第三号に掲げる業務の実施基準
- 六 農地中間管理事業に関する相談又は苦情に応ずるための体制に関する事項
- 七 その他農地中間管理事業の実施方法に関し農林水産省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農地中間管理事業規程が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その認可をしなければならない。
  - 一 基本方針に適合し、かつ、農地中間管理事業の実施方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 二 前項第一号に掲げる事項が、農地中間管理事業が効果的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高いと見込まれるものであること。
  - 三 前項第二号に掲げる事項が、農用地等として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないことその他農用地等の形状又は性質に照らして適切と認められるものであり、かつ、第十七条第一項の規定による募集に応募した者の数、その応募の内容その他地域の事情を考慮して農地中間管理権を取得することを内容とするものであること。

四 前項第三号に掲げる事項が、農用地等の所有者（当該農用地等について所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。）からの申出に依りて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れることを内容とするものであること。

五 前項第四号に掲げる事項が、地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものと認められること。

六 前項第五号に掲げる事項が、農用地等の貸付けが確実に実行されることを見込まれる場合に実施することを内容とするものであること。

七 特定の者に対し不当に差別的な取扱いをするものでないこと。

四 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その農地中間管理事業規程を公表しなければならない。

五 都道府県知事は、第一項の認可をした農地中間管理事業規程が農地中間管理事業の確かな実施上不適当となつたと認めるときは、農地中間管理機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第九條 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の事業計画においては、その事業年度における農地中間管理事業の目標その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

三 農地中間管理機構は、第一項の認可を受けたときは、その事業計画及び収支予算を公表しなければならない。

四 農地中間管理機構は、事業年度ごとに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、第六條第二項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見を付して、毎事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出するとともに、これらを公表しなければならない。

第十條 農地中間管理機構は、農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、当該事業に係る経理と農地中間管理事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十一條 農地中間管理機構は、農地中間管理事業について、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十二條 この節に定めるもののほか、農地中間管理機構が農地中間管理事業を行う場合における農地中間管理機構の財務及び会計に必要事項は、農林水産省令で定める。

第十三條 都道府県知事は、農地中間管理事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農地中間管理機構に対し、農地中間管理事業に關し監督上必要な命令をすることができる。

第十四條 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

二 都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。

三 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（指定の取消し）

第十五條 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができず、認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

四 第八條第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。

二 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公告しなければならない。（指定を取り消した場合における経過措置）

第十六條 前条第一項の規定により指定を取り消した場合において、都道府県知事がその取消し後に新たに農地中間管理機構の指定をしたときは、取消しに係る農地中間管理機構は、その農地中間管理事業の全部を、新たに指定を受けた農地中間管理機構に引き継がなければならない。

二 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により指定を取り消した場合における農地中間管理事業に関する所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定める。

第三節 農地中間管理事業の実施（借受けを希望する者の募集等）

第十七條 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、農林水産省令で定める基準に従い農地中間管理機構が定める区域ごとに、当該区域に存する農用地等について借受けを希望する者を募集するものとする。

二 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による募集に応募した者及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

第十八條 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下この条及び第二十一條第一項において「賃借権の設定等」という。）を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

二 農用地利用配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 賃借権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が賃借権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 前号に規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける権利が賃借権又は使用貸借による権利のいずれであるかの別、当該権利の内容（土地の利用目的を含む）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあつては借賃及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が第二十一條第二項各号のいずれかに該当する場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件

六 その他農林水産省令で定める事項

4 都道府県知事は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る農用地利用配分計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならぬ。

一 農用地利用配分計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること。

二 第二項第一号に規定する者が、前条第二項の規定により公表されている者であること。

三 第二項第二号に規定する者が、賃借権の設定を受けた後において次に掲げる要件の全て（農業生産法人（農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。次号において同じ。）及び次号に規定する者）にあつては、次に掲げる要件）を備えることとなること。ただし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の第三十一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

四 第二項第一号に規定する者が賃借権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。）である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ロ その者が法人である場合には、その法人の役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

五 第二項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者（同項第三号に規定する者があつた場合には、その者及び同項第一号に規定する者）の同意が得られていること。

都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならぬ。

6 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転する。

7 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しない。

（計画法の提出等の協力）

第十九条 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第四項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。

3 市町村は、前二項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

（農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除）

第二十条 農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、当該農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃借借若しくは使用貸借の解除をすることができる。

一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。

二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となつたとき。

（農用地等の利用状況の報告等）

第二十一条 第十八条第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、農地中間管理機構に報告しなければならない。

2 農地中間管理機構は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃借借又は使用貸借の解除をすることができる。

一 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。

二 正当な理由がなく前項の規定による報告をしないとき。

（業務の委託）

第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。

2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務（前項に規定する業務を除く。）の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

3 前二項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

第四節 連携及び協力等

第二十三条 地方公共団体との連携等）

地方公共団体及び公庫等と密接な連携の下に、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施しなければならない。

（事業への協力）

第二十四条 都道府県農業会議、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、都道府県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する団体及び公庫等は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

（農林水産大臣による評価等）

第二十五条 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行い、その結果及び農地中間管理事業を効率的かつ効果的に実施している農地中間管理機構の取組に関する情報を公表することその他の方法により、農地中間管理事業の効率的かつ効果的な実施に向けた取組を促進されるよう努めるものとする。

（農業者等による協議の場の設置等）

第二十六条 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認められる区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

2 市町村は、前項の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるものとする。

第三章 雑則

（信託法の特例）

第二十七条 農地貸付信託の引受けを行う農地中間管理機構（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第二十八条 信託法人への信託については、信託法（平成十八年法律第百八号）に規定する裁判所の権限（次に掲げる裁判に関するものを除く。）は、都道府県知事に属する。

一 信託法第百六十六条第一項の規定による信託の終了を命ずる裁判、同法第百六十九条第一項の規定による保全処分を命ずる裁判及び同法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任の裁判

議員修正で  
追加





第五條 (農地法の一部改正)

第三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八條第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転される場合

第三條第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ)が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(同条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により農地中間管理権(同条第五項に規定する農地中間管理権をいう。)を取得する場合

十四の三 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項第二号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第十七條ただし書中「賃借借及び」を「賃借借、」に、「については」を「及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第五項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権に係る賃借借については」に改める。

第十八條第一項に次の一号を加える。

七 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる業務の実施により借り受け、又は同項第二号に掲げる業務の実施により貸し付けた農地又は採草放牧地に係る賃借借の解除が、同法第二十条又は第二十一条第二項の規定により都道府県知事の承認を受けて行われる場合

第十八條第八項中「つけた」を「付けた」に、及び農業経営基盤強化促進法第十八條第二項第六号を「農業経営基盤強化促進法第十八條第二項第六号及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第二項第五号」に、「つけない」を「付けない」に改める。

(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

第六條 (旧農業者年金基金法の一部改正)

第十八條第二項第二号中「農地利用集積円滑化団体」の下に、「農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。次項第二号において同じ)」を加え、同条第三項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号ただし書中「農業協同組合法」を「農地中間管理機構が農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施によつて利用権の設定又は移転を受ける場合、農業協同組合法」に改め、同項第三号及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。

(旧農業者年金基金法の一部改正)

第七條 独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号)附則第八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第一項第二号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「農地利用集積円滑化団体」の下に、「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加え、同項第三号口及び第四号中「すべて」を「全て」に改める。(政令への委任)

第八條 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 新藤 義孝  
農林水産大臣 林 芳正  
内閣総理大臣 安倍 晋三

# 衆議院における議員修正

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正案要綱

## 第一 農業者等による協議の場の設置等

一 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(第二十六条第一項関係)

二 市町村は、一の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるものとする。

(第二十六条第二項関係)

## 第二 検討規定の修正

一 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し(農地中間管理機構に対する賃料に係る助成

の見直しを含む。)その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする事。 (附則第二条第一項関係)

二 政府は第一の一の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、第一の一の協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第二条第二項関係)

### 第三 その他

その他所要の規定を整理すること。

平成25年11月27日（衆）農林水産委員会

○農地中間管理事業の推進に関する法律案及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議

農業の生産性を高め、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくため、担い手への農地集積と農地の集約化を一層加速化し、農業への新規参入を促進していくことが求められている。併せて、農業経営所得の安定・向上、農村の活性化とその持続的発展を図ることが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一、農地中間管理機構が十分に機能し、農地の集積・集約化の成果をあげていくためには、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠である。

このため、人・農地プランの作成及びその定期的見直しについては、従来以上に強力で推進すること。農地中間管理機構は人・農地プランが策定されている地域に重点を置くとともに、人・農地プランの内容を尊重して事業を行うこととする。

また、人・農地プランと関連する各種予算措置についても、適切に確保するとともに、人・農地プランのより円滑な実施を図るための必要な法制上の措置の在り方について遅滞なく検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 農地の集積・集約化を進めるに当たっては、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も十分踏まえ、耕作者の地位の安定を図る観点から、長期にわたり耕作しない不在地主による農地所有を耕作者自らによる農地所有へと誘導するための施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

三 農地中間管理事業の実施に当たっては、農地法に基づく権利移動、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等既存の仕組みとの連携を密にし、相互に補完する体制を整備することにより、農地の出し手・受け手双方が利用しやすく、実効ある仕組みとすること。

四 農地中間管理機構が成果をあげていくためには、農地中間管理機構が自立的に活動できることが重要である。このため、国の効果的・効率的な財政支援を行うとともに、地方の負担は必要最小限とすること。

五 農地中間管理機構による農地の貸付先決定ルールについては、借受希望者のニーズを踏まえて公平・適切に調整するとともに、地域農業との調和及びその健全な発展に資するものとなるようにしていくこと。

特に、既に効率的・安定的な経営を行っている農業者の経営の発展に支障を与えないように十分留意すること。

六 中山間地域等の条件不利地域において農地中間管理事業を実施するに当たっては、農地の受け手が不足する等平坦地との格差を考慮し、中山間地域等直接支払制度と連携するなど創意工夫を凝らした事業展開が可能となるよう措置すること。

七 市町村は、農地中間管理機構より農用地利用配分計画の案の作成・提出等の協力を求められる等農地中間管理事業の実施に当たって重要な役割を果たすことに鑑み、いずれの市町村においても、地域の実情に即しつつ、農地の出し手・受け手のニーズに応えた事業実施が図られるよう、農地中間管理機構と市町村及び市町村相互の協力・連携体制を整備すること。

その際、市町村は、農地の所在、所有者等の情報を把握している農業委員会の意見聴取を基本とするよう運用すること。また、法定化される農地台帳等の整備を進めるとともに、その公開ルールは他の法定台帳の取扱いルールを参考とする等個人の権利関係に留意すること。

八 農地中間管理事業による農地の利用集積に際しては、農地の出し手と受け手の掘り起こしとマッチングが不可欠であることに鑑み、地域の農地・農業事情に精通し、こうした地道な活動に取り組むことのできる人材の確保・育成に十分な支援を行うこと。

九 地域農業における集落営農の役割の重要性に鑑み、集落営農が農地の受け手として積極的に経営展開を図ることができるよう、法人化をはじめ、その活性化に向けた支援措置を講ずること。

十 都道府県に一を限って指定された農地中間管理機構は、必要があるときは他の農地中間管理機構と情報の共有化等の連携を図ること。

十一 農地中間管理機構が借り受けた農地について、所有者の変更や権利制限に係る事由が発生した場合等において、農地中間管理機構が適切な措置を講ずること。

十二 農協及びその出資法人についても、農地流動化に関する実績・能力のあるところは、農地中間管理機構が委託することにより、機構の事業ルールに即して積極的に活用すること。

十三 農地中間管理機構は、農地の生産性を上げていく観点から、大区画化等の利用条件の改善を適切に進めること。

また、農地中間管理機構を介して集積・集約化された土地は農業生産のための公共財としての性格を強めるので、土地改良法等に基づく事業費の負担の在り方についても早急に検討すること。

十四 農林水産大臣は、農地中間管理事業の実施状況について全国的な見地から評価を行うに当たっては、農地及び農業経営をめぐる多様な状況をきめ細かく分析することにより、地域の実情に応じた農地の集積・集約化の取組が助長されるよう留意すること。

併せて、農地利用集積円滑化事業について、農地中間管理事業との適切な役割分担・相互補完が図られるよう、その実施状況について評価・検証を行い、優良な取組事例の紹介と全国展開に努めること。

十五 アドバイザリー・グループである産業競争力会議・規制改革会議等の意見については参考とするにとどめ、現場の実態を踏まえ現場で十分機能するものとなることを第一義として、制度の運用を行うこと。

右決議する。